

子どもアドボカシーセンターしづおか 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当会は、子どもアドボカシーセンターしづおかと称する。

(主たる事務所)

第2条 当会は、主たる事務所を静岡県静岡市駿河区大谷 836 静岡大学白井千晶研究室内に置く。

2 当会は、理事の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当会は、アドボカシーの発展と向上のための実践、連絡協議に関する活動をおこない、もって、子どもおよび人びとの幸福の増進に寄与することを目的とし、次の事業をおこなう。

- (1) アドボカシーに関する普及啓蒙、情報提供、研修、勉強会の実施、意識の醸成
- (2) アドボケイトの養成、研修、相互交流、情報交換
- (3) 独立型アドボカシーの実践
- (4) その他、当会の目的を達するために必要な事業

(公告)

第4条 当会の公告は、電子公告によりおこなう。

2 事故その他やむをえない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 会員

(種別)

第5条 当会の会員は、次の3種とし、正会員をもって団体会員とする。ただしアドボケイトとして活動する者は準会員、賛助会員として入会することはできない。

- (1) 正会員 当会の目的に賛同し入会する者、アドボケイトとして活動する者
- (2) サポート会員 アドボカシーを支援する個人であって、当会の目的に賛同し入会した者
- (3) 団体会員 アドボカシーを支援する団体であって、当会の目的に賛同し入会した者

(入会)

第6条 当会の会員として入会しようとする者は、理事の推薦をもって入会申込書を提出

し、正会員の過半数および理事の承認を受けなければならない。

(経費負担)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、別に定めるところにより、届け出ることにより任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡しもしくは廃業、解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利および義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、法律上の会員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総会

(種別)

第12条 当会の総会は、定時総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会金および会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任および解任
- (4) 役員の報酬の額またはその基準
- (5) 各事業年度の年次報告書、決算報告および収支予算
- (6) 定款の変更
- (7) 解散および合併
- (8) 理事が総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項および本定款に定める事項

(開催)

第15条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後6ヶ月以内に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面または電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、その総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもっておこなう。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもっておこなう。

- (1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散および合併
- (5) その他法令で定めた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議をおこなわなければならない。

(代理)

第19条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議および報告の省略)

第20条 理事または正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長および出席した理事は、前項の議事録に署名または記名押印または電磁的記録による同意をおこなう。

第4章 役員

第22条 当会に、次の役員を置く。

理事 1名以上

2 理事のうちから、代表理事1名を定め、代表理事をもって理事長とする。
3 理事のうちから、業務執行理事若干名を定めることができる。

(選任)

第23条 理事および監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事、業務執行理事は、理事の互選によって理事の中から定める。
3 監事は、当会またはその子法人の理事または使用人を兼ねることができない。
4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者または3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同

様とする。

5 他の同一団体（公益社団法人および公益財団法人を除く）の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務権限）

第24条 代表理事は、当会を代表し、その業務を遂行する。

2 業務執行理事は、理事が決定したところに従い、当会の業務を執行する。

3 代表理事、業務執行理事は、6ヶ月に1回以上、自己の職務の執行状況を総会に報告しなければならない。

4 理事は、協議の上、次の決定をおこなう。

（1）事業計画、収支予算の決定

（2）当会の業務執行、運営、組織の決定

（3）借入金等業務の負担や権利・債権放棄の決定

本定款に別に定めるもののほか、次の職務をおこなう。

（1）総会の日時および場所ならびに議事に付すべき事項の決定

（2）規則の制定、変更および廃止に関する事項

（3）代表理事、業務執行理事の選定および解職

（決議）

第25条

理事決定事項の承認および決議は理事の過半数による。承認と非承認が同数の場合は、代表理事の決定による。理事の承認および決議は書面または電磁的記録による。承認および決議は法令で定めるところにより、議事録を作成する。

（任期）

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事または監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任したあとも、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 理事または監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会の特別決議をもっておこなわなければならない。

(報酬)

第28条 理事および監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会から受ける財産上の利益は、総会の決議を持って定める。

(損害賠償責任および責任の一部免除)

第29条 理事または監事は、その任務を怠ったときは、当会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 当会は、前項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問)

第30条 当会に、任意の機関として、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 代表理事の相談に応じること

(2) 理事から諮問された事項について参考意見を述べること

3 顧問の選任および解任は、理事において決議する。

4 顧問は無報酬とする。ただし職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(監事)

第31条 当会に、任意の機関として、若干名の監事を置くことができる。

2 監事は、次の職務をおこなう。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

3 監事は、いつでも理事および使用人に対して事業の報告を求め、当会の業務および財産状況の調査をすることができる。

4 監事のうち、監事のいずれかの1名とその配偶者または3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、監事総数の3分の1を超えてはならない。

5 他の同一団体（公益社団法人および公益財団法人を除く）の監事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である監事の合計数は、監事の総数の3分の1を超えてはならない。

(監事の職務権限)

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事および使用人に対して事業の報告を求め、当会の業務および財産状況の調査をすることができる。

第5章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第33条 当会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第34条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第35条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時総会における決議を経た後、理事が決定したところに従っておこなう。

第6章 計算

(事業年度)

第36条 当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画および収支予算)

第37条 当会の事業計画および収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに次の書類を理事長が作成し、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 資金調達および設備投資の見込みを記載した書類

2 前項の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理事長は、総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得または支出することができる。

3 前項の収支支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および決算)

第38条 当会の当該年度の事業報告、決算、次年度の事業計画および収支予算については、次年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の総会あるいは定時総会において承認

を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(特別の利益の禁止)

第39条 当会は、当会の会員、役員、使用人もしくは基金の拠出者またはこれらの親族等に対し、特別の利益を与えることができない。

2 当会は、株式会社その他の営利事業を営む者または特定の個人もしくは団体の利益を図る活動をおこなう者に対し、寄附その他の特別の利益を与えることができない。ただし、公益社団法人または公益財団法人に対し、当該法人がおこなう公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える場合を除く。

第7章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第40条 本定款は、理事の承認を経たのち、総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第41条 当会は、次の事由によって解散する。

- (1) 総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当会が消失する場合に限る）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第42条 当会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、当会と類似の事業を目的とする公益社団法人もしくは公益財団法人に贈与する。

第8章 附則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、当会の運営に必要な事項は、理事の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第44条 当会の設立初年度の事業年度は、当会の成立の日から2025年3月末日までとする。

(設立時社員)

第45条 当会の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事

設立時代表理事

(設立時会員)

第46条 設立時会員の氏名または名称および住所は、次のとおりである。

設立時会員

(その他の会員)

第47条 準会員、賛助会員の氏名または名称は、事業報告書に含める。

(法令の準拠)

第48条 本定款に定めのない事項は、すべて法律その他の法令に従う。

以上、アドボカシーセンターしづおか設立のためこの定款を作成し、設立時会員が次に記名押印する。

団体設立 2023年9月10日

定款承認 2024年4月21日

設立時会員

捺印欄